豊根村観光交流バスツアー補助金　概要

　愛知県豊根村では、豊根村内の観光資源の活用、観光客の誘客を推進する為、村内施設に来訪する観光バスツアーを主催する旅行業者様に対し、補助金を交付致します。

【補助金額】　バス1台につき３０，０００円

　　　　　　　※年間に申請できる限度額は、1事業者150,000円までとする

　※交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする

【条　件】　下記①～⑧の条件を満たすこと。

1. バス1台あたり参加人数が15名以上（乗務員・添乗員を除く）であること。
2. 往復ともに貸切バスを利用すること。
3. ツアー参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
4. 旅行行法（昭和27年法律239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
5. 他の自治体等から補助金、助成金等を交付されたツアーでないこと。
6. 国又は地方自治体が実施する視察、会議、研修又は学校行事ではないこと。
7. ツアー参加者に対して指定のアンケートを実施すること。
8. ツアーは、村内のイベント・観光施設等に2箇所以上立ち寄り、そのうち1箇所は有料施設を利用すること。

【申請方法】※書式は豊根村役場HPよりダウンロードしてください。

1. 補助金交付申請書の提出（申請者手続き）

・補助金交付申請書（様式第1号）を実施日の4月前から1月前までに提出

・添付書類

1：ツアー名称、料金、実施日、ツアー行程が確認できるもの

1. 交付決定通知書の発行（村から）

・商工観光課において書類を受理した順において申請内容を審査し、2週間以内に

補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付

1. ツアーの実施（申請者）

1：立ち寄り施設での状況写真撮影

2：ツアー参加者へのアンケート実施

1. 実績報告書の提出（申請者手続き）

・実績報告書（様式第5号）を事業終了後30日以内に提出

・添付書類

　　　　1：アンケート用紙

　　　　2：行程表

　　　　3：領収書及び状況写真

1. 額の確定通知書の発行（村から）

・実績報告及び添付書類確認後、2週間以内に額の確定通知書（様式第6号）を送付

1. 支払い（申請者及び村）

・額の確定通知後、請求書（様式第7号）に交付決定通知書（様式第2号）の写しを添えて提出（申請者手続き）

・申請者から請求書受け取り後、村から1ヶ月以内に指定口座へ交付決定金額を振り込む

【問い合わせ先】

　　〒449-0403

愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地

　　　豊根村役場　商工観光課

電話：０５３６-８５-１３１６

　　　メール：syoukan@vill.toyone.lg.jp